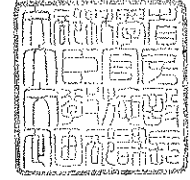


各都道府県教育委員会教育長
各市区町村教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設助成課長 岩本 健 吾



(印影印刷)

普通教室として使用しなくなった教室の活用について (通知)

児童生徒数の減少等により普通教室として使用しなくなった教室（以下「余裕教室」という。）の有効活用が大きな課題となっております。余裕教室に関しては、昨年 6 月に、公立学校施設に係る財産処分手続きについて大幅な弾力化を行う（注 1）とともに、昨年 11 月には、社会的ニーズが高く実施場所の確保が課題となっている「放課後子どもプラン」への積極的な活用をお願いする（参考資料 1）等、文部科学省としてもその有効活用に向けた取組を推進しているところです。

このたび、昨年 11 月に御協力いただいた調査「普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用ニーズ及び活用検討状況について（照会）」の結果を別添のとおり公表することとしましたので、各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会に対して周知いただきますようお願いいたします。

各市区町村教育委員会におかれましては、市区町村における調査結果を公表いただくとともに、余裕教室の「放課後子どもプラン」への活用について、平成 21 年度以降実施に向け検討中と回答したものについては検討の前倒しを、他に優先すべき用途がある等の理由で活用又は転用困難としたものについては工夫の余地がないかなど再度検討をお願いいたします。また、「放課後子どもプラン」への活用に限らず、余裕教室の活用状況及び活用方法について、地域の実情や必要性に即したものとなっているか再度確認の上、首長部局とも連携し、余裕教室の積極的な活用を図っていただくようお願いいたします。

なお、活用にあたって、余裕教室の改修等の課題がある場合には、各種補助制度（参考資料 2）もありますので、下記連絡先まで御相談ください。

(注 1) 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」（平成 20 年 6 月 18 日付け 20 文科施第 122 号）

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu/03082701.htm)

本件連絡先
施設助成課 振興地域係
TEL: 03-5253-4111 (内 2464)
FAX: 03-6734-3743

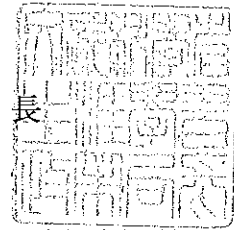


20文科施第363号
雇児発第1128002号
平成20年11月28日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長

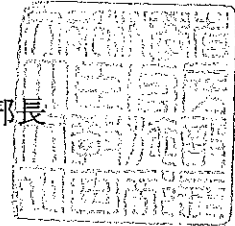
殿

文部科学省生涯学習政策局長



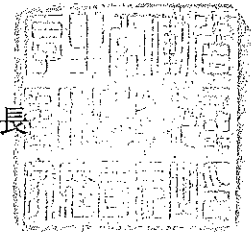
(印影印刷)

文部科学省大臣官房文教施設企画部長



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



(印影印刷)

普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用について (通知)

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、平成19年度より文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を推進しているところですが、その実施場所の確保が大きな課題となっております。

一方、公立学校施設は地域における中核的な公共施設であり、児童生徒数の減少により普通教室として使用しなくなった教室を有効活用することは、市区町村の財政状況が厳しい中、必要不可欠です。

特に「放課後子どもプラン」の実施場所として活用することは必要性が高く、普通教室として使用しなくなった教室を学校施設の他の用途に用いることが真に必要な場合を除き、「放課後子どもプラン」の実施場所としての活用ニーズに優先的に応えることが求められております。

「放課後子どもプラン」の実施に当たっての学校諸施設の活用促進については、既に「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について」（平成19年3月14日文科科学省生涯学習政策局長・文科科学省大臣官房文教施設企画部長・文科科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）によりお願いしているところです。

また、先般とりまとめられた「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）においても、生活安心確保対策として、子育て支援の拡充が盛り込まれております。

貴職におかれましては、このような趣旨を踏まえ、下記の点についてご留意いただくとともに、管内・域内の市区町村、市区町村教育委員会及び公立小学校長に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 普通教室として使用しなくなった教室をはじめとする学校諸施設の活用促進について

「放課後子どもプラン」（「放課後子ども教室推進事業」、「放課後児童健全育成事業」のいずれかを先行して実施している場合、これから実施する場合を含む。以下同じ。）の実施に際しては、子どもたちの多様な活動の場が確保できるよう、学校教育に支障が生じない限り、普通教室として使用しなくなった教室、体育館、図書館等の学校諸施設の有効活用が図られるようにすること。その際、過去に普通教室として使用しなくなり、現在何らかの活用を行っているものについても、「放課後子どもプラン」としての活用ニーズがある場合には、その活用を図ることができないか検討すること。

また、教育委員会において、市区町村における「放課後子どもプラン」の活用ニーズを学校に対して積極的に情報提供するとともに、学校諸施設の活用状況を可能な限りオープンにすること。その上で、教育委員会と首長部局が連携して検討を行い、市区町村における学校諸施設の適切な有効活用を推進すること。

2. 国庫補助を受けて整備された学校施設の財産処分手続について

「放課後子どもプラン」実施に際して、国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成20年6月18日文科科学省大臣官房文教施設企画部長通知）において、財産処分手続の大幅な弾力化が図られていることに留意すること。

なお、放課後や学校の授業日以外の時間帯を利用する等により一時的に学校教育以外の用に供する場合は、財産処分には該当せず手続は不要であること。特に、「放課後子ども教室推進事業」は、実施場所を固定することなく、教室や体育館、図書館、特別教室等の空いている時間での実施が可能であり、そうした場合には、転用手続きを必要とはしていないことから、積極的な活用について検討すること。

3. 事業の管理運営について

「放課後子どもプラン」は学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施に当たり学校施設を使用する際は、実施主体である市区町村等が責任をもって事業の管理運営を行うこと。特に事故等の責任体制については、実施主体である市区町村等が主導し、関係者と十分な検討を行い、事前に責任の所在を明確にし、対外的に示すことで、学校の懸念を払拭するよう努めること。

転用施設の改修に対する補助等

(平成21年度)

事業名	所管官庁	対象となる転用施設等
<p>地域介護・福祉空間整備等交付金</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金</p> <p>平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金 (安心子ども基金)</p> <p>放課後子ども環境整備事業</p>	<p>厚生労働省</p> <p>老健局計画課 (老人福祉)</p> <p>雇用均等・児童家庭局 (児童福祉)</p> <p>雇用均等・児童家庭局 (児童福祉)</p> <p>雇用均等・児童家庭局 育成環境課</p>	<p>老人福祉施設</p> <p>児童福祉施設等 (保育所、子育て支援のための拠点施設を除く)</p> <p>私立保育所 ※平成22年度まで</p> <p>放課後児童クラブ</p>
<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金</p> <p>広域連携共生・対流等整備交付金 *</p>	<p>農林水産省</p> <p>農村振興局 整備部農村整備官</p> <p>農村振興局 農村政策部 都市農村交流課</p>	<p>都市と農村の交流拠点施設 山村・都市交流促進のための自然体験学習・農業体験学習等の拠点となる滞在型活動施設</p> <p>都道府県を越えた広域的な連携の取組を実現するために必要な施設 (1)都市農村交流促進施設 (2)市民農園 (3)廃校・廃屋改修交流施設 等 * 事業実施主体は民間団体等 (公募により選定)</p>
<p>森林・林業・木材産業づくり交付金 (木造公共施設整備)</p>	<p>林野庁</p> <p>林政部木材利用課</p>	<p>交流施設等の公共施設</p>
<p>地域間交流施設整備事業費補助金</p>	<p>総務省</p> <p>自治行政局 過疎対策室</p>	<p>地域間交流を図るための体験・交流施設等</p>
<p>まちづくり交付金</p> <p>地域住宅交付金</p> <p>集落活性化推進事業</p>	<p>国土交通省</p> <p>都市・地域整備局 まちづくり推進課 都市総合事業推進室</p> <p>住宅局 住宅総合整備課</p> <p>都市・地域整備局 地方振興課</p>	<p>都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な施設</p> <p>公的賃貸住宅などの地域住宅計画に位置付けられた地域の住宅政策の実施に必要な施設</p> <p>定住人口・滞在人口の流出抑制を目的とした、集約化による公益サービスの維持確保、地域産業の活性化及び地域間交流のための施設整備等</p>
<p>地域企業立地促進等共用施設整備費補助金</p>	<p>経済産業省</p> <p>経済産業政策局 地域経済産業グループ 産業施設課</p>	<p>企業立地促進法により、国の同意を得た基本計画に基づく貸工場・貸事業場等</p>

普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用ニーズ及び活用検討状況調査結果

(平成20年12月現在)

<ポイント>

- 放課後子どもプランへの新規導入又は拡充のニーズは約半数の設置者にある。
(①46.7%、②59.5%)
- このうち、現に実施場所が確保できていない設置者が多い。
(①59.6%、②75.0%)
- 実施場所としては、普通教室として使用しなくなった教室の活用ニーズが高い。
(①71.7%、②80.0%)
- 教室活用のニーズに対して、実際に活用又は転用可能な教室は
約800校、約1,500教室。
(①859校・1,576教室、②811校・1,477教室)
- 活用又は転用可能な教室のうち、21年度から実施予定のものは
約350校、約450教室。
(①373校・511教室、②311校・378教室)

注) ①は「放課後子ども教室推進事業」、②は「放課後児童健全育成事業」を示す。

<調査結果の概要>

1. 放課後子どもプランへの活用ニーズ
 - ・放課後子ども教室推進事業 → 46.7% (843設置者)
 - ・放課後児童健全育成事業 → 59.5% (1,073設置者)
2. 1のうち、実施場所の確保ができていない割合
 - ・放課後子ども教室推進事業 → 59.6% (501設置者)
 - ・放課後児童健全育成事業 → 75.0% (804設置者)
3. 2のうち、普通教室として使用しなくなった教室の活用ニーズ
 - ・放課後子ども教室推進事業 → 71.7% (359設置者)
 - ・放課後児童健全育成事業 → 80.0% (643設置者)
4. 3のうち、普通教室として使用しなくなった教室の活用検討状況
 - (1) 活用又は転用可能
 - ・放課後子ども教室推進事業 → 174件 (859校・1,576教室)
【うち21年度実施予定 → 73件 (373校・511教室)】
 - ・放課後児童健全育成事業 → 255件 (811校・1,477教室)
【うち21年度実施予定 → 104件 (311校・378教室)】
 - (2) 活用又は転用困難
 - ・放課後子ども教室推進事業 → 347件 (881校・2,623教室)
 - ・放課後児童健全育成事業 → 637件 (1,440校・3,722教室)

※ 個別の市区町村における調査結果については、当該市区町村にお問い合わせください。

普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用ニーズ及び活用検討状況 調査結果

質問A 「放課後子ども教室推進事業」について

問A-1： 貴市区町村において「放課後子ども教室推進事業」を実施していますか。また、「放課後子ども教室推進事業」へのニーズはありますか。

1.実施中で更なるニーズあり		2.実施中で更なるニーズなし		3.実施を検討中(ニーズあり)		4.未実施でニーズあり		5.未実施でニーズなし		計	
575	31.9%	411	22.8%	136	7.5%	132	7.3%	551	30.5%	1,805	100.0%

問A-2： 問A-1において、「1. 実施中で更なるニーズあり」、「3. 実施を検討中(ニーズあり)」、「4. 未実施でニーズあり」と回答した市区町村について、「放課後子ども教室推進事業」実施に当たって、実施場所の確保が十分できていないといった課題がありますか。

1.実施場所の確保が十分できていない		2.実施場所の確保が十分できている		計	
501	59.6%	340	40.4%	841	100.0%

問A-3： 問A-2において、「1. 実施場所の確保が十分できていない」と回答した市区町村について、実施場所として、公立小学校の普通教室として使用しなくなった教室(過去に普通教室として使用しなくなり、現在、何らかの活用を行っているものを含む。)を新たに使用したいというニーズはありますか。

1.ある		2.ない		計	
359	71.7%	142	28.3%	501	100.0%

問A-4： 問A-3において、「1. ある」と回答した市区町村について、公立学校の普通教室として使用しなくなった教室数を把握していただいた上で、それらの教室を「放課後子ども教室推進事業」のための施設に活用又は転用できますか。(「活用」とは、施設の改修を伴わず、放課後に一時的に使用する場合も含む。)(複数回答可)

1. 活用又は転用可能						2. 活用又は転用困難							
(1)平成21年度実施予定			(2)平成21年度以降実施に向け検討中			(1)物理的に活用又は転用可能な教室がない(2)の場合を除く。	(2)他に優先すべき用途があるため活用・転用できない	(3)施設の条件が現状のままでは放課後子ども教室推進事業の施設に適さない	(2)及び(3)に該当		(4)施設面以外の理由で、活用・転用が困難		
回答	学校数	教室数	回答	学校数	教室数	回答	回答	回答	学校数	教室数	回答	学校数	教室数
73	373	511	101	486	1,065	223	65	29	586	2,146	30	295	477

普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用ニーズ及び活用検討状況 調査結果

質問B 「放課後児童健全育成事業」について

問B-1：貴市区町村において「放課後児童健全育成事業」を実施していますか。また、「放課後児童健全育成事業」へのニーズはありますか。

1.実施中で更なるニーズあり		2.実施中で更なるニーズなし		3.実施を検討中(ニーズあり)		4.未実施でニーズあり		5.未実施でニーズなし		計	
985	54.6%	462	25.6%	32	1.8%	56	3.1%	269	14.9%	1,804	100.0%

問B-2：問B-1において、「1. 実施中で更なるニーズあり」、「3. 実施を検討中(ニーズあり)」、「4. 未実施でニーズあり」と回答した市区町村について、「放課後児童健全育成事業」実施に当たって、実施場所の確保が十分できていないといった課題がありますか。

1.実施場所の確保が十分できていない		2.実施場所の確保が十分できている		計	
804	75.0%	268	25.0%	1,072	100.0%

問B-3：問B-2において、「1. 実施場所の確保が十分できていない」と回答した市区町村について、実施場所として、公立小学校の普通教室として使用しなくなった教室(過去に普通教室として使用しなくなり、現在、何らかの活用を行っているものを含む。)を新たに使用したいというニーズはありますか。

1.ある		2.ない		計	
643	80.0%	161	20.0%	804	100.0%

問B-4：問B-3において、「1. ある」と回答した市区町村について、公立学校の普通教室として使用しなくなった教室数を把握していただいた上で、それらの教室を「放課後児童健全育成事業」のための施設に活用又は転用できますか。(「活用」とは、施設の改修を伴わず、放課後に一時的に使用する場合も含む。)(複数回答可)

1. 活用又は転用可能						2. 活用又は転用困難							
(1)平成21年度実施予定			(2)平成21年度以降実施に向け検討中			(1)物理的に活用又は転用可能な教室がない((2)の場合を除く)	(2)他に優先すべき用途があるため活用・転用できない	(3)施設の条件が現状のままでは「放課後子ども教室推進事業」の施設に適さない	(2)及び(3)に該当		(4)施設面以外の理由で、活用・転用が困難		
回答	学校数	教室数	回答	学校数	教室数	回答	回答	回答	学校数	教室数	回答	学校数	教室数
104	311	378	151	500	1,099	417	122	52	1,004	3,075	46	436	647